

第五十一回 参議院農林水産委員会會議録第三十三号

(四六八)

昭和四十一年六月二十三日(木曜日)

午後一時十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 山崎 齊君
理事 園田 清充君
野知 浩之君
武内 五郎君
宮崎 正義君

委員 青田源太郎君
梶原 茂嘉君
小林 篤一君
櫻井 志郎君
田村 賢作君
高橋雄之助君
任田 新治君
仲原 善一君
温水 三郎君
森部 隆輔君
八木 一郎君
川村 清一君
中村 波男君
村田 秀三君
森中 守義君
矢山 有作君
北條 雋八君

衆議院議員

農林水産委員長 館林三喜男君
代理理事 坂田 英一君

農林大臣 坂田 英一君

政府委員 農林政務次官 後藤 義隆君
農林省農地局長 大和田啓氣君

第八部 農林水産委員会會議録第三十三号

昭和四十一年六月二十三日【参議院】

農林省園芸局長 小林 誠一君
林野庁長官 田中 重五君
事務局側 常任委員会専門 宮出 秀雄君

本日の會議に付した案件

○野菜生産出荷安定法案(内閣提出、衆議院送付)
○入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○農地管理事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山崎齊君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

野菜生産出荷安定法案を議題とし、まず農林大臣から提案理由説明を聴取、続いて政府委員から補足説明、資料説明を聴取することといたします。坂田農林大臣。

○國務大臣(坂田英一君) 野菜生産出荷安定法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

最近における国民所得の増大に伴う国民の生活の向上により、野菜に対する需要は増大を続けておりますが、野菜生産の現状は天候に支配されるところが大きい上、その生産及び出荷体制が必ずしも十分に整備されていない等のため、野菜農業の健全な発展の上からも、国民消費生活の安定の上からも困難な問題を生ずるに至っております。

特に、人口の集中の著しい大都市におきましては、野菜の消費量も多く、かつ、種類も多岐にわたるため、これを出荷する地域も広範囲にわたる等のため、そこで形成される価格が全国の野菜の価格に大きな影響を及ぼしている状況にありますので、大消費地域に出荷される主要な野菜について、その安定的な供給を確保し、もって野菜農業

の健全な発展と国民消費生活の安定に資するため対策が強く要請されているところであります。このような要請にこたえるためには、野菜の生産及び出荷にわたる施策として、大消費地域に出荷される主要な野菜の安定的な生産と計画的な出荷を行ない得る集団産地の育成をはかることに、その価格の著しい低落に対処するための措置を講ずる必要があると考えられます。

このような考え方に基きまして、ここに野菜生産出荷安定法案を提出した次第であります。以下この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一は、需要の見通しについてであります。すなわち、農林大臣は、一定の消費地域における主要な野菜の需要の見通しを立て、これを公表するものとしております。

第二は、野菜指定産地についてであります。農林大臣は、主要な野菜を一定の消費地域に出荷する一定の生産地域で、集団産地として形成すべきものを野菜指定産地として指定することができるとしております。

第三は、生産出荷近代化計画についてであります。各野菜指定産地の管轄都道府県知事は、野菜の指定産地ごとに、その区域におけるその主要な野菜の生産及び出荷の近代化をはかるための生産出荷近代化計画を立てるものとしております。

第四は、野菜生産出荷安定資金協会についてであります。この協会は、野菜指定産地の区域内で生産される主要な野菜の出荷者による自主的な機関として、これらの者の発意により設立される法人とするものとしております。

協会は、指定消費地域において一定の主要な野菜の価格が著しく低落した場合に、野菜指定産地内の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、会員から徴収する負担金等をもって、生産者補給金の交付の業務を行なうものとしております。

このほか、協会の役員、総会、業務に関する監督等について所要の規定を設けております。

なお、農林大臣または都道府県知事は、野菜指定産地から一定の消費地域に対する主要な野菜の出荷の安定をはかるため、その出荷者に対し合理的かつ計画的な出荷に関し勧告をすることができるとしております。

以上が、この法律案を提案する理由及びその主要内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山崎齊君) 小林園芸局長。○政府委員(小林誠一君) 野菜生産出荷安定法案につきまして補足して御説明申し上げます。

この法律案を提案する理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、ここでは省略することといたし、以下この法律案の主要内容を御説明申し上げます。

この法律案の構成につきましては、全六章及び附則からなっております。以下章を追って御説明申し上げます。

まず第一章におきましては、この法律案の目的とこの法律における用語の定義を定めております。

この法律案の目的につきましては、主要な野菜の生産及び出荷の安定をはかることにより、野菜農業の健全な発展と国民消費生活の安定に資することを目的とし、その主要な野菜について、一定の生産地域における生産と出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めるとともに、一定の消費地域におけるその価格の著しい低落が、その生産地域におけるその生産者の経営に及ぼす影響に対処するための出荷者の自主的な組織である野菜生産出荷安定資金協会の制度を確立することとしております。

この法律案における用語の定義につきましては、需要の見通し、野菜指定産地の指定等の対象となる消費地域及び主要な野菜について所要の定義を定めております。

第二章におきましては、農林大臣は、関係都道府県知事の意見を聞いて指定消費地域における指定野菜の需要の見通しを立て、これを公表することを定めております。

第三章におきましては、野菜指定産地の指定及び生産出荷近代化計画の作成について定めております。

この法律案に定める措置の中核は、人口の集中の著しい大都市及びその周辺の地域に対して主要な野菜の安定的な出荷が行なわれる集団産地を育成することにあります。この章におきましては、このような集団産地の形成のための要件を備えた生産地域を野菜指定産地として指定するとともに、そこにおける生産及び出荷の近代化を計画的に推進するための措置を定めております。

農林大臣は、都道府県知事の意見を聞いて、指定野菜の指定消費地域に対する出荷が行なわれる一定の生産地域のうち、作付面積、そこへの出荷数量、出荷条件等が指定野菜の集団産地の形成に必要な一定の要件に適合する地域を、指定野菜の種別ごとに野菜指定産地として指定することとしており、その指定は、需要の見通し等から推定される指定消費地域におけるその指定野菜の需要の動向に即するように行なうこととしております。

野菜指定産地の指定に関連して、都道府県知事からの指定の申し出、区域の変更等について、所要の規定を設けております。

野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、野菜指定産地ごとに、関係市町村、農業団体等の意見を聞いて、その指定野菜の生産及び出荷の近代化をはかるための生産出荷近代化計画を立て、これを農林大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならないものとしております。

生産出荷近代化計画の作成に関連して、その変

更について所要の規定を設けております。

第四章におきましては、野菜生産出荷安定資金協会の制度について定めております。

野菜につきましては、その特殊な性格により大きな価格の変動の繰り返しがみられ、特に著しい価格の低落がその安定的な生産及び出荷を阻害していることにかんがみまして、野菜指定産地から出荷される指定野菜について、指定消費地域における指定野菜の価格の著しい低落がその生産者の経営に及ぼす影響に対処するための出荷者の自主的な組織である野菜生産出荷安定資金協会の制度を確立することとしております。

野菜生産出荷安定資金協会は、会員から徴収する負担金等をもって、指定消費地域における指定野菜の価格の著しい低落があった場合における会員を通ずる生産者補給金の交付の業務を行なうことを目的としております。

以下本協会の組織等の概要を御説明申し上げます。

その第一は、野菜生産出荷安定資金協会の設立及び会員に関する事項であります。

協会は、会員たる資格を有する法人七以上が発起人となり、創立総会を開く等協会の設立のための事務を行ない、農林大臣による設立の認可、設立の登記等所定の手続を経て成立することとしております。

協会の会員たる資格を有する者は、農業協同組合連合会等野菜指定産地から一定の指定野菜を一定の指定消費地域に出荷する団体とし、その加入及び脱退は、任意としたしております。

その第二は、協会の業務に関する事項であります。

協会の業務は、会員から徴収する負担金等により造成する資金をもちまして、一定の指定消費地域における一定の指定野菜の価格の著しい低落があった場合に、その低落が野菜指定産地内のその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための生産者補給金をその生産者に交付するため、会員に対し、生産者補給交付金を交付することであり、

その三は、協会の管理に関する事項であります。

協会の業務の実施につきましては、その公正な運営をはかるため、定款、業務方法書、規約等により明確な基準を設けて行なうこととしておりますが、このような重要事項は、創立総会及び総会の議決事項としております。

協会の役員も、定款で定めるところにより、総会において選任することとしておりますが、資金の適正な管理及び業務の公正な運営を確保するため、農林大臣が必要なる監督を行なうこととしております。

第五章は、雑則に関する規定であります。

農林大臣または都道府県知事は、野菜指定産地からの指定消費地域に対する指定野菜の出荷の安定をはかるため必要があるときは、その出荷者に対し、合理的かつ計画的な出荷に必要なる勧告をすることができるとしてしております。

また農林大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、指定野菜の生産もしくは出荷の事業を行なう者またはこれらの者の組織する団体から、これらの事業にかかわる業務に関して、必要な報告を徴することができるとしてしております。

第六章は、罰則に関する規定であります。

附則におきましては、民法によって設立されておりますたまたまねぎについての財団法人青果物生産安定資金協会及びかんらんについての財団法人野菜指定産地生産安定資金協会から本協会への権利義務の引き継ぎについて定めるほか、協会の業務の健全な運営を確保する観点から、昭和四十一年度において協会が設立された場合には、政府は、その設立に際し、予算の範囲内において、協会に対し、事務費の財源に充てるため、交付金を交付することを定めております。

その他協会に農林中央金庫の所属団体たる資格を与えるほか、登録税、地方税、所得税及び法人税につきまして、税制上の優遇措置を講ずる等所要の規定を設けることとしてしております。

以上をもちまして本法律案についての補足説明を終わります。

引き続きまして、法案参考資料について御説明申し上げます。

まず第一ページから二ページにかけまして、農業総産出額の中におきます野菜の地位ということを御説明申し上げたいと思っております。この総産出額でございまして、これは昭和三十三年には、概算で二兆六千八百六十億になっております。この資料をつくりました以後、四十一年の概算が発表されました。それによりますと、三兆五百十六億になっております。ここにはございせんが、そうなるておりますが、野菜はそのうちで、三十九年には三千三百三十億というところで、これがパーセントにいたしまして一二％でございまして、四十一年の数字は三千四百三十四億でございまして、大体パーセントは変わらなせん。大体総産出額の中の一二％を野菜が占めておるわけでございまして、それから三ページでございまして、三ページは、戦前からの作付面積の推移につきまして、主要な二十二種の品目の作付面積についての表でございまして、これによりまして、昭和九—十一年が四十七万二千四百八十八ヘクタールでございまして、昭和四十年は五十九万五千五百五十六ヘクタール、一六％になっております。もともと、昭和二十四年—六十年を見ていただきますとおわかりのように、これは戦前より減っております。九三という数字になつておるわけでございまして、面積といたしましては大体二六％増ということでございます。

その次の表が、今度は収穫量の推移から見ました場合に、昭和九—十一年が七百二十五万七千八百六十三トンというふうになっておりまして、昭和三十九年には千二百八十八万五千五百トンというところで、一六八という数字になっております。で、また最近四十年が発表されて、その数字では千二百八十一万四千トンというところでございまして、その指数といたしましては一七七ということになっておりまして、面積の増は二六％でございまして

が、生産量、収穫量と申しますか、その増は七
七%になっておるといふ表でございます。

それから五ページでございますが、上欄の表
は、一世帯当たりの野菜に対する年間消費金額で
ございまして、(A)の欄に食料品が書いてございま
す。三十九年におきまして、一世帯当たり二十七
万一千六百九十二円でございますが、そのうち野
菜に支出いたしましたのが二万一千六百四十八円
というところで、約八%ということになっておりま
して、大体まあ七、八%というのが食料品に占め
る割合でございます。それから五ページの表でござい
ますが、これは主要野菜の一世帯及び一人当たり年
間消費量の表でございます。全都市全世帯の家計
調査からの表でございます。御参考供にいた
だきたいと思ひます。

それから六ページの表は、同じくこれは全都市
の全世帯につきまして、重量であらわしました年
間の消費量でございます。

それから七ページの表でございます。これは年
間一人当たりの野菜消費量の国際比較でございま
して、ちょうど各国の統計がそろっておりまして
は一九五七年でございます。そういう点で非常
に古いのでございますが、これで見ていただきま
すと、非常に野菜を消費しておりますのは、フラ
ンスが一人当たり百二十三キロという点と、それ
からポルトガル、ギリシャがそれぞれ百キロ以上
を消費しておりますが、その他の国は百キロ以下
でございます。例のところにございまして、日本
の場合はどうかと申しますと、例の三にございま
すように、この五七年のときは七十五・六キログ
ラムになっております。これは食糧需給表からの
計算でございますが、三十九年では百・四キロと
いうことになっておりまして、約百キログラムで
ございまして、大体フランスだとか、あるいはギリ
シャ、ポルトガルというようなところの次に位
するということでございます。

それから八ページの表でございますが、これは
総合消費者物価指数と野菜価格指数でございま
して、下の実線、これが総合の物価指数でござい

して、波線であらわしておりますのが、これが野
菜の価格指数でございます。昨年の、四十年四月
でございますが、このときには、昭和三十五年を
一〇〇としたしまして三〇・一・七というふうにな
ったわけでございます。非常に野菜がその当時
は上がったわけでございます。本年に入りまし
て、これは三月までしかございせんが、四月に
入りましてこれが二六・六ぐらいになったと思ひま
す。五月になりまして一八・六ということに下が
ております。昨年に比較いたしましたしては、その野
菜価格指数は三十五年に対して低い数字になる
ということが言えると思ひます。

それから九ページでございます。九ページは、
これは年度で見ました消費者物価の年度別の実績
比較でございます。これでございまして、これは
とばかりのうちに、野菜でございますが、これ
は三十八年度に比しまして、三十九年度は一%
の増というところになっておりまして、それでその
場合の対前年の上昇の寄与率でございますが、こ
れは食料が四九%になっておりますが、その中で
野菜が一〇%ということ、非常に高い上昇の原
因になっておるといふ表でございます。

それからその次は、御参考までに、消費者物価
指数の中で野菜の類別の月別のウェイトの配分の
表を出しておいたものでございまして、大体年間の
消費支出のウェイトとも関連するわけございま
す。それぞれ三六・六というウェイト、消費者物価
が一〇、〇〇〇のうちで、野菜は三六・六というこ
とになっておるわけでございます。月別ウェー
ト、また年のウェイトという数字でございます。
それから一ページからの表でございます。こ
れはずつと一六ページまで、東京都に入荷いたし
ました月別の野菜の入荷量と、それから卸売り価
格の表でございます。三十七年から四十年まで
をとってございまして、一か月ごとにそれぞれ大き
な変動があり、また価格も変動いたしております。

それで、一六ページの一最後の欄の総入荷と
いう欄について御説明申し上げますと、計いた
しまして、昭和四十年には百三十三万一千八百十

トンという入荷が中央卸売り市場に入ってお
るわけでございます。それで価格を見ていただきま
すと、これは総入荷量でその受け取り価格を割っ
たということでございますが、そうしますと、昭
和三十七、三十八、三十九というの、ほとんど、
三十二円、三十四円、三十四円というところで変
りません。四十年になりまして四十三円というこ
とで、九円の増になっておるといふことで、ござ
いまして、野菜の平均価格としてはそのように卸
売り価格が上がっておるといふ表でございます。

それからその次の一七ページの表でございます
が、これは全野菜につきまして、京浜、中京、
京阪神、北九州という四大消費地域の入荷量の
ウェイトを示す表でございます。一七ページの
一番右の欄にございまして、この四大消費地
域に入ります、中央卸売り市場に入ります野菜
が、二百四十五万三千トンということになってお
りまして、価額として八百四十六億ということ
でございます。そのウェイトを見ますとおわかりの
ように、京浜地域がその六三%を占めておりま
して、その中で東京は全体の五四%を占めてお
るというところで、東京のウェイトが非常に高い
という表でございます。もっとも、これは中央卸
り市場の入荷量でございます。四大消費地域に
入ります全入荷量ではございませんので、御注意
願いたいと存じます。

それからその次は一八ページでございます。こ
れは東京市場を中心とした野菜立地の条件が変化
しているという表でございます。近郊、これは
東京、埼玉、千葉、神奈川でございます。中間、
これは福島、茨城、栃木、群馬、山梨ということ
で、その他の県を遠隔という仕分けになっており
ますけれども、そのウェイトが中間、近郊から中
間ないし遠隔の地域に移っておるといふ表でござ
います。

それから一九ページの表でございますが、これ
はトマト、キュウリにつきましての周年供給化傾
向の表でございます。最近、トマト、キュウリと
もに冬の出荷というのがふえておりまして、指数

で見ますと、昭和三十五年を一〇〇としたしま
して、トマトが一月の出荷は三一・五というふう
にふえておるといふことでございまして、キュウリに
ついても、同じように三六・五というふうなふえ
ております。そういうふうな最近の野菜は周年化
の傾向にあるということを示す表でございます。
それからその次は、結球白菜につきまして、都
道府県別に作付面積の推移を示したのでござい
まして、二一ページにございまして、全国で見
ますと白菜の作付面積は年々増加しております
が、その中で茨城の欄を見ていただきますとおわ
かりのように、非常に毎年変動がございまして、大
体におきましてその前年度価格が下がりました
場合には、作付面積も下がっておりまして、これが
言えると思ひます。この下がっておりまして前年
には非常に価格の暴落があった年でございまして、そ
の他の野菜につきましては、こういうふうにはな
りまして数字が出ませんので、御参考までに結球
白菜の作付面積等の推移の表を掲げた次第でござ
います。

その次の二二ページでございますが、これは野
菜農家の経営規模でございます。それで四十年の
欄で見ていただきますと、野菜農家は収穫農家が
四百八十八万戸ということで、農家の中で野菜を
つくっておる農家八六・二%でございます。しか
し、販売農家は百二十万戸ということで、野菜作
付農家の二四・七%、約四分の一が販売してお
るという表でございます。

それからその次は、規模別の農家数、野菜の作
付規模別農家数で、ほとんどが九アール未満で
ございまして、平均から申しますと、大体七アール
程度になっております。

それから二四ページでございますが、これは十
アール当たりの生産費でございます。ただ、ここ
には集計の戸数が非常に少ないのでございしま
して、あまりはつきりしたものが出てまいりませ
んけれども、御参考までにこの表を掲げたわけで
ございます。

それから二五ページでございます。これは出荷

この法律案の構成といたしましては、全五章及

び附則からなっております。

まず、第一章総則でございますが、第一条では、この法律の目的を定めております。すなわち、入り会い林野等の農林業上の利用を増進するため、その権利関係の近代化を助長するための措置を定め、もって農林業経営の健全な発展に資することとあります。

第二章は、入り会い林野整備に関する規定であります。

まず、第三条は、入り会い林野整備の実施手続に関する総括的な規定でありまして、入り会い林野整備は、入り会い権者が、その全員の合意によって入り会い林野整備計画を定め、その計画について、都道府県知事の認可を受けて行なうことができることといたしております。

第四条におきましては、入り会い林野整備計画の内容について規定しております。その内容は、対象となる入り会い林野の範囲、入り会い権者及び同意を必要とする関係権利者の氏名等、各入り会い権者が取得することとなる権利の種類、土地利用計画、権利変動に伴う金銭授受の方法等であります。なお、土地利用計画におきましては、入り会い権者が取得した権利を生産森林組合または農業生産法人に出資する計画があるときは、その内容も定めることといたしております。

第六条におきましては、入り会い林野整備計画の審査等について規定しております。都道府県知事は、計画の内容につき詳細な審査を行ない、その結果、認可の申請が適当である旨の決定をした場合には、その旨を公告することといたしております。これは、入り会い林野における権利関係の複雑さにかんがみ、直ちに認可をすることを避けて、利害関係人に異議申し出の機会を与える趣旨に基づいたものであります。

第七条におきましては、都道府県知事は、異議の申し出が理由があると認めるときは、入り会い権者の代表者に対して、異議申し出人との協議を命ずることとし、次いで第八条におきましては、その協議がととのわなかったときは、代表者は、

都道府県知事に対して調停の申請をすることができるといたしております。

第九条は、入り会い林野整備計画の変更の必要が生じた場合における手続について定めたものであります。

第十一条は、入り会い林野整備計画の認可等に関する規定であります。都道府県知事は、異議の申し出がないとき、協議がととのい、または調停が成立したとき等の場合には、入り会い林野整備計画の認可をしなければならないことといたしております。なお、同条第二項におきまして、金銭の授受を確実に行なわせる趣旨から、認可前に申請人代表者に金銭の供託をさせることといたしております。

第十二条におきましては、入り会い林野整備の効果について規定しております。すなわち、都道府県知事が入り会い林野整備計画の認可の公告をしたときは、その計画の定めるところにより、入り会い権及びその他の権利が消滅し、入り会い権者に対して所有権が移転し、地上権その他の使用収益権が設定されることといたしております。

第十四条は、権利変動についての登記に関する規定であります。都道府県知事は、公告後遅滞なく入り会い権者その他の関係者にかわって、登記の嘱託をしなければならないことといたしております。なお、入り会い林野整備後における協業化を助長する趣旨から、生産森林組合等への現物出資が行なわれる場合には、都道府県知事は、これらの法人のために必要な登記をあわせ嘱託することといたしております。

第三章は、旧慣使用林野整備に関する規定であります。

第十九条及び第二十条におきましては、旧慣使用林野整備の実施手続について規定しております。すなわち、旧慣使用林野整備は、農林業上の利用を増進するための事業で国または都道府県の行なうもの、またはこれらの補助にかかるともの効率的な実施を促進するために必要な場合に限り行なえることとし、また、その計画は、市町村長

が、あらかじめ旧慣使用権者の意見を十分聞き、さらに市町村または財産区の議会等の議決を経た上で定めることといたしております。

なお、旧慣使用林野整備計画の認可の公告による権利の移転、設定または消滅、権利変動の結果の登記等については、入り会い林野整備の場合に準ずることといたしております。

第四章雑則におきましては、主として国の援助措置について規定しております。

まず、第二十七条におきましては、都道府県知事による嘱託登記手続の簡素化をはかるため、政令で不動産登記法の特例を定めることができることといたしております。

次に、第二十八条におきましては、入り会い林野整備等により権利を取得した者がその権利取得によって得た経済的な利益については租税を課さないこととし、第二十九条におきましては、都道府県知事がこの法律に基づいて行なうこととなる事務に要する経費については、政令で定めるところにより、その二分の一を補助することといたしております。

第五章は、罰則に関する規定であります。

附則におきましては、税制上の特例措置を講ずるため、関係法律の改正規定を設けております。

まず、地方税法の一部改正によりまして、入り会い林野整備等により土地を取得した場合に不動産取得税を軽減することとし、また、登録税法及び租税特別措置法の一部改正によりまして、権利を取得した者について登録税を免税とするとともに、生産森林組合等が権利取得者から現物出資を受けた場合の登録税を軽減することといたしております。

以上をもちまして、入り会い林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案についての補足説明を終わります。

なお、お手元に差し上げました本案に關します関係参考統計資料について簡単に御説明申し上げます。まず一ページをごらんになっていただきます。

一ページは入り会い林野等の県別の面積の広がり、それから県別の比率を掲げたものでございます。全面積で二百三十一万一千ヘクタール、山林が百五十七万九千七百歩、原野が四十五万一千三百歩となっておりますが、その比率を掲げたものでございます。

二ページにおきましては、民有林総面積、北海道を除いておりますけれども、民有林総面積、それから林野全体の面積、その中に占める入り会い面積の比率、これを掲げたものでございます。

三ページに移ります。三ページは一つの入り会い集団、これを事業体と考えました場合に、全体の入り会い集団を事業体と見て十萬九千九百九十九の人数が七百九十九万九千六百九十九でございます。以下その事業体当たりの権利者六五・五人、それから事業体当たりの面積一四・四町、一権利者当たりの面積が〇・二二町、こういうのを県別に掲げたものでございます。

それから四ページに移ります。四ページは、いまの十萬九千九百九十九事業体、その保有階層別の事業体数、これを見たものでございます。この表にありますように、零細面積を保有する事業体が四三・一％、半ば近くを占めておるといふ表でございます。

その次の第五ページにおきましては、いまの事業体保有面積、階層別にこの事業体の持つておる面積、それを掲げまして、そうしてその面積の入り会い面積全体に対する比率、それを県別に掲げたものでございます。

それから六ページにまいりますと、これはサンブル調査でございますが、入り会い林野がどういうような利用、収益の状態にあるか、ここにございますように共同利用、直轄利用、分割利用、契約利用と、おおむねこの四つの利用形態がございますが、それぞれの面積比率、これを県別に見たものでございます。

それから七ページ、八ページ、これは省略いたしまして九ページへまいりますと、先ほどの事業

体十萬九千九百九、これが所有名義としてはどういふものになつてゐるか、個人、会社、社寺、共有、団体、組合、宇有その他になつておりますが、この中で一番多いのが共有名義が五萬二千で、約半分といふことでございます。

それから一〇ページにまいります。一〇ページでは入り会ひの取得条件、これを掲げたものでございます。これを原則に見たものでございまして、ほとんどのものがその部落内居住といふことを条件としておるといふことを示したものでございます。

それから一一ページにまいります。一一ページでは、どういふ場合に入り会ひの権を失うのか、入り会ひの権を失つた場合にどういふ状態になるかといふことでございしますが、これも部落を離れるとその大半は入り会ひの権を失うといふおきてを原則に掲げたものでございします。

最後の一二ページにまいります。一二ページでは、この入り会ひの林野からあつた収入がどういふ用途に使われているのかといふことを見た表でございします。部落公共費その他造林事業に使つたとか、あるいは入り会ひの権者に分配したとかいふことを比率で示した表でございします。

以上でございします。

○委員長(山崎亨君) 次に、農地管理事業団法案を議題とし、質疑を行ないたいと存じます。

○北條篤八君 大臣はいますか、いつごろ来られるのですか。

○委員長(山崎亨君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(山崎亨君) 速記を起しこして。

○北條篤八君 昨日の質問に引き続きまして、小作料のことでございまして伺ひたいのですが、この小作料が水田千百十円といふことは法案にはございせんが、これは規則か何かであるのでございしますか、どこにありますか。

○政府委員(大和田啓氣君) お尋ねの小作料の額

の問題でございしますが、農地法の二十一條で、まづ、「農業委員会は、小作農の経営を安定させることを旨とし、省令で定める基準に基き、都道府県知事の認可を受けて、農地ごとに小作料の最高額を定めなければならない」といふ規定がございします。それを受けて、施行規則の十四條の二で、「農業委員会は、法第二十一條第一項の規定により小作料の最高額を定めるには、その農地の農地等級に従ひ、別表第一に掲げる一反歩当りの額に基き、その農地の面積に應じ算出される額に

よらなければならない」とございします。その施行規則十四條の二の別表第一といふもので、小作料の額が従前でありました反当たりより最近の改正で十アルあたりの額として規定をされておるわけにございします。それで田の部と畑の部といふふうに分けまして、それぞれ等級が一般から十五級までございします。いま水田で反当千五百程度といふふうに言われましたが、それに相当するものが田畑それぞれ六級でございします。十アル当たり直しまして水田において千四百九十円、畑の六級において六百七十二円、そういうことで小作料の統制をやつておるわけにございします。

○北條篤八君 この農林水産の統計で見ますと、三十六年から三十九年まで普通田それから普通畑、これに出ておりますけれども、これは全国平均だと三十九年は三千七百七円にございします。都道府県別にすると出ております。一番高いのが九州の四千九十七円、それから東北が三千三百六円といふふうになって非常に高い実績でございしますが、これはどういふわけにございしますか。

○政府委員(大和田啓氣君) ただいま申し上げました統計小作料が定められましたのは昭和三十年でございします。三十年に小作料の統制額を定めまして以来、小作料の改定をやつておりませんので、事実上ある程度やみ、やみ小作料が行なわれておるといふことでございします。したがういして、農林省の農家経済調査なり、あるいは米の生産費調査などにあらわれますものは実納の小作料でございしますので、統制額と若干の食い違いがある

といふこととございします。

○北條篤八君 そのやみ小作といふものは、これは取り締まれないのであります。あるいは黙認の形でやつておられるのですか、その点いかがで

すか。

○政府委員(大和田啓氣君) 法律上は当然やみ小作料を受け取りました者に罰則がかかることになつておりますから、取り締まることは当然できるわけにございしますけれども、小作料に限らず価格統制の取り締まりといふのは、なかなか現実にはむずかしい問題がございしますので、事実上の問題として、ある程度やみが行なわれて、取り締まりは十分行き届かないといふ面があるかと存じます。

○北條篤八君 これまた小作料の高低といふことに基因するわけにありますが、昨日も申しましたとおり、この小作料が安過ぎるんで請負耕作といふのも年々ふえてきておりました、現在はこの請負耕作が、全国でどのくらいやつておるんだか調べたことがありになるのか、それをお伺ひし

ます。

○政府委員(大和田啓氣君) 農林省の統計調査部を通じて調査したものが若干ございしますが、最近の調査の結果によりますと、農地の請負耕作の件数が二万二千戸でございします。請負に出しておる農家が二万二千戸でございします。この請負の中には、農協あるいは農事組合法人その他のものが大機械を用ひまして、共同化といひます。共同作業を行なつておるものが若干ございします。そういうところの小作料はやみでございしませんけれども、そういう若干の共同作業的な、あるいは共同経営的なものも申上げてよろしいかと思ひますが、そういうものを除きましたあとのものには、事実上やみ小作に類似のものが、若干と申しますか相当あるといふふうにも考えている次第でございします。

○北條篤八君 共同耕作によるのはこれはやみ小作でない、そうすると共同耕作によるものが大部分なんでありましょうか。その割合はどのくらい

になつておりますか。

○政府委員(大和田啓氣君) 共同耕作的なものとやみ小作的なものと割合は、実は調査結果として出ておりませんけれども、やみ小作的なものと共同耕作的なものとどちらが多いかといひますと、私もいろいろの実態調査——農村における見聞を通じて把握しております限りでは、共同経営的なものの方がむしろ少なく、やみ小作的なもののほうが多いのではないかといふふうに考えております。

○北條篤八君 そうしますと、政府としましては、これらのつまり違反行為に対して今後どういふ方針をとられるのですか。その点、大臣から一応伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(坂田英一君) これなかなかむずかしいこと、実態的にむずかしい実態に入つていふと思ひます。したがって、これらの取り締まり等については、やはり行政庁それぞれの面を取り締まりをする、あるいは実態に合はれていくといふことに進んでいけると思ひますが、本体的には、やはり小作料の実態といふものをよくそれに即応するように、小作料の改正——改定の問題へ進まざるを得ない、私はかように考えているわけにございします。

○北條篤八君 いずれにしましても、法律がある以上その法律を守らせるといふことは、これはもう当然だと思ひますが、いま何え、いづれ実態に合うように改正しなければならぬといふふうにかえていらつしやるようですが、これはもう当然だと思ひますが、昨日も申し上げましたとおり、これは一にかかつて大臣の勇断に待つよりしようがないと思ひますが、この法案が上程されたこの際、やるには非常に私は好機だと思ひますが、その点はまことに残念だと思ひますが、どうぞひとつこつこつという違反をそのままに見過すといふことをいつまでも続けたいで、できるだけ早期に改正をされるように望む次第でございします。

続いて地価対策のことについてお尋ねしたいと

思いますが、この農村の地価は予想に反して非常に騰貴してまいりまして、で、農業の収益力に比べて高過ぎる。わが国におきましては構造改善事業の成否にかかわる重大な問題だと思ひます。農林省の調べでは、全国田畑合わせ一反平均十七万円と、こういうことでございしますが、事業団が動き出すといふと、実施されれば、事業団もつとこれが上がってくるのだといふふうにいわれておりますけれども、その予測に対して、また世論に対して、政府はどういうふうにか考へていらっしゃるでしょうか、その点を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(坂田英一君) この問題はやはり非常に慎重に考へておるわけでございまして、したがって、売買等を促進したりといふことでなしに、現状のままこれをとらえていくようにいたしたい、こう思ひます。したがって、現状どういふも売らなければならない問題が、平生からいふん調査もいたし、またそういう準備をいたしておる次第でございしますが、そういうところにおいて、ただ、いわゆる規模の拡大の方向にそれが流れるといふことの努力といふことに主力を注いでいくわけでございします。

しかしながら、この運営をいたしてまいるために、それぞれの組織を通じて、また村の実態に合うように地価の対策を十分考へていくように、それぞれの関係者をもつて組織する、いわゆる機構と申しますか、村に存在するいろいろな機構といふものを中心にして、平生からそれらの問題の検討をやつてまいりたい。そういうまた問題が出たときにおいては、それらが何らかの実態によく合うように、またそれらによつて土地の売買をいろいろにそれを動かすことのないように十分注意してやつていこう、こういうことでございします。

○北條篤八君 私の初め伺つたのは、この事業団が発足すれば、一般に農村の地価も上がつてくるということは政府も認めておられるかどうか、それが一点と、それから、それを認められて

いるとすれば、その地価の上昇の抑制対策といふますか、地価対策に対してどういふふうにか考へられておりますか。たとえていふと、農地管理協議会、こういうものでもできるわけでありますが、そこにおいて農地の基準価格といふものをつくるのか、あるいはまた二重価格制を制定するとか、そういうような何か御構想があると思ふんですが、その点を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(坂田英一君) この事業団ができました、価格が上がるかどうかといふ問題でございしますが、私どももいたしましては、価格は上がることはなからう、こういうふうにか考へておるわけでありまして、万全とした金融をやるわけではございせんので、さうに考へております。ただ、三分、三十年賦といふことからいたしまして、これならばひとつ買おうといふ非常な要求が出てまいり、売る人もわりあいそれが多くなるといふことになりまして、それはやはり経済関係からみて、その勢いが大きくなる傾向にはなるかと思ひますのでございします。そういうことのないように規模を拡大してまいりたい、こう存じますので、大体その心配はないように進めてまいりたいと思ひます。ただ、そういう点につきまして、実行の面においては注意を要する必要があると思ひますので、そういう企画等を、いわゆる価格に対するいろいろな企画等を十分考へていく必要があると思ひます。ずっと以前に、自作農創設として政府がこれを助長した以前の行き方もさうな考え方を持っておりまして、当時は三分五厘で二十四年賦といふときには、三分五厘、二十四年賦といふ、そういう場合において年賦償還がどのくらいになるか、土地を取得した場合にはその年賦償還のほかにどういふものを支払ふなければならぬかといふようなことを比較検討して、小作当時とはその土地を取得しても負担がふえないといふことを基準にして売買を行なわせ、またそれに対して助成をしたといふ行き方をとつたのでございします。したがって、そういうようなことも考へに入れながら、やはり基準をよく設けながら、

その地方の実態に即応するようにその基準を設けてまいりたい、かように考へておるわけでございします。

○北條篤八君 今度この事業団ができれば、前よりも低利長期の金融ができて買ひよくなるし、また売り手のほうでも、相手がそういう確かな事業団が間に入るならば、いままでも売らなかつたものも売ら、それが本案のねらいだと思ふのです。そのうなれば必ず値段は上がるのが常識だと思ふのでありますから、それを抑制する点については、これはよほど考へていたかなければならないと思ふのですが、それに関連しまして伺ひたいのですが、昨日、未墾地は事業団は直接は買ひない、取得しなれないのだ。だけれども、耕地は、農地は来年から事業団も取得されるのだといふことに伺ひました。そうすると、買ひ手と売り手とそろわなくても、事業団は、当然これは将来農地になる、農地としてこれはいつに使える土地だと思へば、買ひ手がなくても、ぜひ買つてくれといふものがあるれば、それは事業団が取得されるのですか。どんなそれを事業団が買ひ上げていけるのですか、どうですか、その点を一応伺ひたい。

○政府委員(大和田啓吉君) ただいまのお尋ねでございしますが、農地の売り手ばかりがあつて買ひ手がなかつたところと、買ひ手が見つかつて、相当な長い間かかつてもどうも買ひ手が見つかつたりするものないところとでは、事業団が農地を買つてためておくといふことは、実際問題としてむづかしいと思ひます。ただ、現在の時点で買つてほしい、事業団に買つてほしいといふものがあるけれども、事業団から土地を買ひますものが現在の時点においては、しかし、近い将来に必ずさういふものが見つかるといふ場合には、私はどんな事業団として農地の買ひ上げをしただらうといふふうに思ひます。ただ、これは実際問題として、そういうことがあるかどうかわかりませんが、非常に特殊な地帯で、売り手ばかりがあつて買ひ手がないところにおいては、事業団がすぐ買ひに出るよりも、むしろそこにおけ

る農業問題を事業団ばかりでなしに、農政の問題として解決をして、それから事業団が乗り出すといふことではないと、いたずらに売れ残りの土地ばかりを事業団が抱えて処理上なかなか困難な問題が生ずるといふことがあるのではないかと思ひます。しかし、これも売り手ばかりで買ひ手がないところでは農業問題でいろいろむづかしい問題があるところと、こゝろから、事業団なり、あるいは政府なりとしても十分その地帯における農業振興について考慮すべきであると思ひます。

○北條篤八君 来年からは事業団は直接に土地の取得をするといふことは、買ひ手と売り手がそろつてしまふと事業団が買ひ必要はないと思ふんです。事業団は、とにかく経営規模を拡大させるために置かれる事業団でありますから、そういうのは、どういふ見込みのないところではそれは問題じゃありませんけれども、どんな買ひ手、場合によれば国有地もむしろ取得しまして、さうしてそれを各地の希望者に払い下げてやる、売つてやるという積極的のことをされなければ事業団が買ひ取れる意味がないと私は思ふんですが、さしあたりは何でしようか、将来の、農林省で考へておられる構想といふんですが、それをしっかり伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(坂田英一君) 本年はさうな慎重な態度で出ておるわけでございしますし、もちろん将来もさうでございしますが、根本的にはやはりいま仰せのとおりの方に向かつて努力を進めてまいらうといふ考へでおります。ただ、いま局長が申しましたように、その点は、当初は、少し縮めた考へで進んでございしますが、結論はやはりそこにもつていかなければならぬ、こういうふうにか考へておるわけであります。

○北條篤八君 そうしますと、将来は先買ひ制度も設けるといふところまで考へておられるのでありましようか、その点。

○政府委員(大和田啓吉君) 私ども法案を議論いたしますときに、当然先買ひの問題を議論いた

しました。外国でも先買い権を持つ事例もござい
ますし、また、先買い権のない事例も同様の仕組
みの中にあるわけでございます。私も現在のところ
は、前々申し上げておりますように、その積極
的にいいますか、農地を売却することを奨励する
という態度ではなく、むしろ売られる農地を構造改
善に沿う方向づけということが主体でござい
ますから、現在の段階では先買い権というこ
とはまず要らないではないか、しかし、将来の問
題としては、私も十分この事業団の活動を促
進するといえますが、有効に活動を行なわせるた
めに、将来の問題としては当然検討すべき問題の
一つだというふうに考えております。

○北條八君 当然そうならなきゃならないと私
は思うのであります。そういう意味から昨日
も、どんな将来は未墾地でも何でも買つて、そ
うしてそれを農地に、事業団が土地改良なり何な
りして、そうしておぜん立てをして、いわゆる
建て売り方式でもってやっていくという積極
的な姿勢を持たなければいけないというふうにお
話したわけでありましたが、この点はそういう方向
でぜひ進んでいただきたいというふうに思いま
す。

それからなお、この際、未墾地の内訳と申しま
すか、現在未墾地がどのくらいあつて、そして
経営規模の拡大に使える未墾地がどのくらいある
か、主としてこれは採草地が多いのじゃないかと
思いますが、その点調べられたことがある
なら聞かせていただきたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓吉君) 未墾地がどのくらい
あるかというところは、実は戦後一回農林省として
調査したことがございます。それは自然的な
条件で、傾斜度でございまして、温度でござい
ますとか、あるいは土質等を勘案して、開拓可能
の未墾地というのはたしか百五十万町歩というこ
とを申し述べたことがございます。最近におきま
しては、そういう自然的な条件で未墾地がどのく
らいあるかという調査は、開拓を進める上
からそれほど大きな意味がございせんので、自

然的に可能であると同時に、地元の農家の意思で
開拓可能な土地がどのくらいあるだろうかという
調査をやった経験がこの二、三年の間ござい
ます。その計画に基づきまして、今後、昭和四十
年から四十九年におきまして農地の造成が、わづ
かの千拓地を含めまして、農地三十五万町歩、草
地四十万町歩という数字を出したわけございま
す。したがって、十年の先に延ばしますと、
それより若干ふえますけれども、この十年間の見
通しとして、農家も大体ぜひやりたいというふう
に考えておりますし、また自然的な条件において
もそれが可能だと思われるところは、農地三十
二、三万町歩、他に千拓地が二、三万町歩、合
せて三十五万町歩、草地四十万町歩ということ
でございします。

○北條八君 この未墾地の中には、不生産地と
いいますか、使ひものにならないものも相当ある
んじゃないかと思ひますが、そういう面積はた
いしたことはないでしょうか。

○政府委員(大和田啓吉君) 私が申し上げました
数字は、自然的に開拓なり、あるいは草地造成が
可能であると同時に、地元の農家がたいにや
つてみようという、いわば自然的条件と社会的な
条件とが結び合つた土地でございしますから、いま
先生がおっしゃいましたように、開拓不適地とい
うものは調査上はございせん。

○北條八君 年々農地が移動しております。最
近七、八万町歩あるということはこの間伺いま
したけれども、その単価はどのくらいになってお
るかというところは、まだ表に出ていないと思ひま
すが、もしおわかりだったら、大体でけっこう
ですが、知らせていただきたい。

○政府委員(大和田啓吉君) 実際動いておりま
す七万町歩ないし八万町歩の実際の単価の調査は実
はございせん。私も七万五千八百町歩三十九
年において自作地が動きましたというところは、県
が自作地を売買いたします場合に許可をいたしま
すから、その許可の数字を集計したものでござい
ますから、県においては幾らで売買されたという

ことはなかなか押え切れないものでござい
ますから、それは出ておりません。ただ、一般的に農地
の値段がどのくらいであるかというところの資料
は、私もすでに御提出しております農地管理事
業団参考統計資料の中に年次別に、また地帯別
に、水田、畑について御報告申し上げておるわけ
でございします。

○北條八君 次に伺ひますが、この事業団が発
足すれば、この規模拡大がどの程度に進捗す
るか。わが国の耕地の全面積は、四十年調べでも
て約六百万四千町歩でしたか。あるわけござい
ますが、その現状でいうならば、先ほど話した
とおり、七、八万町歩の農地が移動している
で、さらにその七、八万町歩の農地が全部経営規
模拡大に役立ったとしたとしても、これはごく
わずかなもので、全面積からいうならば一、二、
三割にすぎないわけでありまして、政府は、この事
業団が発足したと仮定して、この十年間ぐら
いを目安にして、一体どの程度の拡大ができるのか、
また、農家戸数がどの程度減つて、それで現在の
一人当たりの経営規模の面積が平均どのくらいに
なるかといったような長期見通し、そういう構想
をお立てになったことがあれば、その計画を、大
体でけっこうですが知らしていただきたい。

○政府委員(大和田啓吉君) 私も、農地管理事
業団を動かす場合には、いわば役所が町村を頭か
ら幾つ幾つというふうに指定するつもりはござい
ません。町村からの要望、あるいは農家の要望に
従つて、指定町村の数をふやしていくというた
てまえでございしますから、そういう意味で、いわば
ちゃんとした計画というものはございせんけれ
ども、私も、私の大体的見通しとして考えておりま
すことを申し上げますと、四十一年度におきまし
ては、四百の町村の指定をいたす予定でございま
す。で、以下、四十一年から四年間、毎年五百ぐ
らいずつの市町村の指定をしたらどうか、そして
五年後に全体で二千四百程度の指定をしたらどう
だろうか。もちろんこれは農家からの要望なり町
村からの要望があることが前提でございします。そ

ういたしますと、四十五年において二千四百とい
うことになりまして、現在七万五、六千町歩の移
動が、これは少しずつふえておりますが、十年
先のことを考えますと、平均して大体九万七千町
歩程度の自作地の移動が行なわれるというふう
に一応の試算をいたします。そうして、有償移動で
動く自作地のうちで、四割が農地管理事業団の手
によって構造改善のために直接役立つというふう
に推定をいたしまして計算をいたしますと、四十
一年度においては自作地の移動というのはわず
か二千百町歩程度でございしますけれども、だんだ
んふえて、四十五年においては三万三千町歩程度
、農地管理事業団の手によって構造改善の目的に直
接農地の移動が行なわれるというふうには私も推
定をいたしております。そういういたしますと、四十
一年から五十年の十年間で、大体農地にいたし
まして二十五、六万町歩、二十六万町歩弱という
ものが農地管理事業団の手によって動くのではな
いか、そういうふうな考えまして、同時に、未墾
地の取り扱ひもだんだん事業団としてふえるわけ
でございしますから、同じく四十一年—五十年
に、未墾地の取り扱ひもだんだん事業団の取
り扱ひになる人になる未墾地の取得のあつせん
をいたします数字が、大体十二万町歩程度とい
うふうに私も推定をいたします。十二万町歩はも
ちろん全部が農地になるわけではございせんか
ら、若干のものは非農地として残るわけござい
ますが、それらを合計をいたしますと、十年間
で、農地、未墾地—未墾地は当然農地なり草地
なりに造成されるわけでございますが、合
して、事業量として大体三十四万町歩程度の農地
が、直接構造改善の目的のもとに、事業団の取得
あるいはあつせんによつて農家が土地を取得する
というふうになると思ひます。この三十四万町歩
はどの土地が何人の手によつて取得されるかとい
うことによりまして、一人当たり、一戸当たりの
経営規模がどの程度ふえるかということに關係い
たすわけでございますが、現在、先日も申し上げ
ましたように、相当規模の大きな、あるいは自

立経営になる過程にあるような農家に對する農地の移動というものはごくわずかでございますから、それに比べますと、そういう目標、十年間に三十万町歩をこえる農地が動くということは、これは自立経営の育成なり、あるいはその候補者をつくるために、私は相当な意味があるろうかというふうに考へておるわけでございます。

○北條八郎 十年間に三十四万町歩とすれば、一年間に三万四千町歩ということになります。現在年々七、八万町歩動いているわけですが、それを比べるとあまりたいしたことはない、むしろそれより減っているということになりませんか。

○政府委員(大和田啓吉) 私ども、資料で差し上げてございますけれども、七万五千町歩ほどの農地が動きながら、農家の中で、小さい農家の中でお互いに売買をしている現象が現実には非常に多いわけでありまして。その点、もう最初の資料の説明で申し上げましたけれども、北海道を除きます都府県で申し上げますと、七反歩以上の農家に七反歩以下から農地が移っている面積というのはわずかに三万町歩台でございます。それを七反で切らないで一町五反でかりに切りますと、年々千町歩ないし千五百町歩でございます。農地管理事業団が業務をいたします場合の基準として、別に一町五反で線を切るということでは毛頭ございせんから、一町五反で論ずるわけにはまいりませんけれども、七反以下から七反以上に移るものがわずかに三万町歩台である、一町五反以下から一町五反以上に移るものがわずかに千町歩ないし千五百町歩ということが実態でございますから、年間平均三万町歩程度のものが構造改善のために動くということは、日本の農業にとつて相当大きな意味があるというふうに思つておるわけでございます。

○北條八郎 そうしますと、現在の経営規模と比べまして、どの程度平均の経営規模がふえると思つていらっしゃるんですか、その点もうちょっと詳しく説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓吉) 先ほども申し上げましたように、農地管理事業団の事業の対象になる農家というのは必ずしも特定はいたしておりません。これは毎々申し上げておりますように、現在の経営面積に必ずしもこだわらないで、経営主ないしあと取りが農業を一生懸命やつてゐるものと、経営なり、あるいは技術なりの能力において人からすぐれていて、将来農業で自活といひますか、自立できる見込みがある人ということに基づいて選ぶわけでございますから、何人というふうになかなか特定いたすことはできません。しかし、それは申ししても、あまりばく然といひますから、かりにいろいろな前提を置いて御説明申し上げますと、最近の資料をもとにいたしまして、都府県でかりに一町歩上、北海道で四町歩以上の農家で、世帯主とあと取りとともに主として農業に従事している農家というのは大体四十万戸ほどでございます。それからいまのような農家のうちで、世帯主か、あるいはあと取りか、いずれか一方が主として農業に従事しているという人が大体百万戸でございます。それから先日も申し上げましたけれども、新しい農家分類によつて一種農家とされて、そして一種農家の中で専業とされる農家といひのが、内地と北海道と合せて大体二百二十万戸でございますから、その人たちにかりに二百二十万戸というふうを広げて考えますと、私が申し上げました三十四万町歩ほどの農地なり、あるいは農地として造成される土地といひのは、都府県で約二反五畝クラス、北海道で九反四畝クラス、かりにそれをもう少し農家の戸数といひものを減らして考えますと、極端に申し上げますと、あと取りと、あるいは世帯主とが両方とも農業を一生懸命やつておるこの四十一万戸といひものを対象にいたしますと、都府県で七町歩、北海道で約三町歩といふことになりまして。これはしかし機械的に申し上げたわけでありまして、いろいろな農家があるもので、また農家の経営規模の拡大のプロセスも違つたわけでありまして、一がいには申し上げられませんが、この三十四万町歩ほどの土地が農地管理

事業団の手によつて移るとすると、どの程度の経営規模の拡大が行なわれるかという御質問でございますから、大体の見当を申し上げたわけであり

○北條八郎 大臣も帰られましたから、この程度で質問を終わりたいと思ひます。

○委員(山崎吉君) 速記をとめて。

○委員(山崎吉君) 速記を起こして。

午後三時四十分休憩

午後五時三十八分開会

○委員(山崎吉君) これより委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行ないます。

○北條八郎 先ほどの政府の答弁では、この事業団が発足すれば、今後十年の間に約三十四万町歩の農地が経営規模拡大のために流動するといふお話でありましたが、かりに自立経営農家が全国で二百二十万戸とすれば、北海道では九反歩、内地では二反四畝と、それだけの規模がふえる、また自立経営農家が四十一万戸とすれば、北海道では三町歩、また内地では七反歩といふものが拡大に寄与されるというお話でありましたが、この程度の規模拡大では生産性の向上も大したことはあり

ませんし、コストダウンによる農家の所得増大に及ぼす影響もきわめて微々たるものと思ひます。が、このように考へてきますと、経営規模の拡大とこれを推進するには、単に個々の農家の耕地面積を拡大するよりも、むしろ協業によるとか、あるいは貸し地によるとか、あるいは委託農業によるとか、そういう方法によつて、集団作業を推進していく方向に進めるほうがいいのじやないかといふふうに思ひますが、この拡大の方法で、いろいろいまあげましたとおりありますが、政府は、今後そのうちどれを主眼として拡大をさせていくお見込みであるか。その点を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(坂田英一君) ただいまのお問い合わせの点でございますが、私どもとしては、いろいろの形が出てくると思ひますが、要するに集団的なものをやはり進めていきたいと、かように存じておるわけでございます。と申しますのは、それを吟味しますと、作業の共同化の面もありま

しょうし、あるいは経営そのものの場合もありまして、いろいろの形がある。それは一つの形ではなからうと思ひます。思ひますが、その意味において全体を包含して申し上げますと、集団経営、農地の集団ということによつて、経営をできる限り広めてまいらうという方向に進めたいと、かように考へております。

○北條八郎 いまのお答えでありますと、いろいろ拡大の方法がありますけれども、何に主眼を置いて今後やられるか。この点を伺いたいのです。が、なおもう一応伺ひます。

○国務大臣(坂田英一君) いろいろの道があります。それからして、さらにこれらの点を見ますと、いふと、地域的にも非常に違つてゐます。これは地域的にも違つてゐます。それからして農業の本質によつても違つてゐます。と申しますのは、園芸の場合、あるいは畜産の場合、畜産にしても、豚の飼育の問題を主にする場合とか、養鶏の場合、かようにして、そのものによつて、経営の内容によつて非常に違つてゐます。また土地によつても非常に違つてゐるだらうと思ひます。ひとつ水田地帯をかりに見るといふことになりまして、やはり経営の内容はいろいろのものがあつてゐますので、私どもは一つを別に固定しようとは思ひませんけれども、やはり個人経営といふものがやっぱり何となくも大きい。いわゆる自作農式の個人経営といふものがやっぱり大きな形であると思ひます。しかし、個人経営の一つ一つが小さく、これができるだけ

で、昨日もその点について多少触れましたけれども、協業あるいは委託農業ということに對して、どの程度政府が期待を持っておられるか。なお具体的に詳しくお考えを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(坂田英一君) ただいまのお問い合わせの点でございますが、私どもとしては、いろいろの形が出てくると思ひますが、要するに集団的なものをやはり進めていきたいと、かように存じておるわけでございます。と申しますのは、それを吟味しますと、作業の共同化の面もありま

しょうし、あるいは経営そのものの場合もありまして、いろいろの形がある。それは一つの形ではなからうと思ひます。思ひますが、その意味において全体を包含して申し上げますと、集団経営、農地の集団ということによつて、経営をできる限り広めてまいらうという方向に進めたいと、かように考へております。

○北條八郎 いまのお答えでありますと、いろいろ拡大の方法がありますけれども、何に主眼を置いて今後やられるか。この点を伺いたいのです。が、なおもう一応伺ひます。

○国務大臣(坂田英一君) いろいろの道があります。それからして、さらにこれらの点を見ますと、いふと、地域的にも非常に違つてゐます。これは地域的にも違つてゐます。それからして農業の本質によつても違つてゐます。と申しますのは、園芸の場合、あるいは畜産の場合、畜産にしても、豚の飼育の問題を主にする場合とか、養鶏の場合、かようにして、そのものによつて、経営の内容によつて非常に違つてゐます。また土地によつても非常に違つてゐるだらうと思ひます。ひとつ水田地帯をかりに見るといふことになりまして、やはり経営の内容はいろいろのものがあつてゐますので、私どもは一つを別に固定しようとは思ひませんけれども、やはり個人経営といふものがやっぱり何となくも大きい。いわゆる自作農式の個人経営といふものがやっぱり大きな形であると思ひます。しかし、個人経営の一つ一つが小さく、これができるだけ

やはり経営を広げることが必要であると同時に、その者たちが集団することによっていわれるいろいろな病害の防除も共同でできまうし、それから作業の共同もほとんどそれでふえていきますし、品種の問題にしても統一とれますし、そういう意味においては、本質は個人経営の本質を持つけれども、それは集団して作業を共同にする。いわゆる作業の共同というものが一番たくさん多く、それらが育成していくものであると、こう私は思っております。

○北條篤八君 そうすると結局は協業を、個人の経営規模を増大すると同時に、協業に大いに今後力を入れてやっていくのだということでありまうけれども、協業にもまたいろいろ、全面協業、また一部分の協業等ありますけれども、全面的共同経営ということは私はおそろく日本ではできないんじゃないかと思うのです。その点につきましても、いままで協業をやった実績といえますか、現在どのくらい協業をやっているものがあるか、またその協業のうちで内訳はどういうことになっているか、それを伺いたい。

○國務大臣(坂田英一君) もちろんこの協業そのものの定義もこれはなかなかきまつておるわけでもございせんが、いわゆる経営そのものが一つの経営、いわゆる集団化した多数の経営者の集まりでなしに、一つの経営にまたまうたというある意味においては会社のような、そういう意味の協業化か、あるいはもっとそうでなしに、個人経営が寄った協業というのもある。その協業に対する定義が十分に私は統一していないように思うのでございせんが、いま北條委員からお聞きになった点についての協業は、経営を一つにするという意味の協業だと私は考えましてお答えをいたしますならば、私は全面協業というものはなかなかむずかしい、大体部分的な協業はあります。相当多い。これらの点については、なお詳細事務のほうから御答弁いたさせますが、私はこれは現在の情勢においては、全面協業的なものは非常に少ない。またそれが成績が初めはよきさうであつてう

まうかないという実例をたくさん見ております。しかし、全面でなしに一部のものをさういうふうにして協業でやるといふものは相当発展しておるものにも思われます。しかし、一番多く発展し得るものは、この集団経営、いわゆる個人経営であるけれども、作業を共同にするというものが一番多いものであるかと思ひます。私もまたさうなことで進むものではないか、かように考えておるのでもございせんが、なお詳細なる部分については事務当局から御答弁させていただきます。

○政府委員(大和田啓氣君) 共同経営の現状を若干申し上げますと、四十一年の二月一日現在で、協業経営の数は全国で五千八百八十八でございます。これは農林省調査であります。五千八百八十八の中で全面協業経営が三百八十、それから部分協業経営、たとえば豚を飼うとか、あるいはミカンをつくるとか、稲作だけをやるとかいう部分協業経営が四千六百三十八でございます。共同経営全体としてはそれほどふえておらないわけでございますが、特に全面協業は全体の協業経営の中で、比率にいたしまして七・六割という状態でございます。

なお、全面協業について多少申し上げますと、主力を畜産に置いておりますものが三百八十の中で二百三十一、特に酪農が百七十一というふうな、全面協業経営におきましては畜産、特に酪農の比率が相当高いというのが現状でございます。○北條篤八君 そうしますと、この全面協業というものは共同経営で一つの組合なり会社みたいなことでやっていると申すのですが、これはいまいちよくわかりませんけれども、ともかくこれもだんだんふえていっているのかもしれませんが、非常に多いといつていいのでしょうか、非常に多いけれども、私はまた東北地方に行きまして、非常に多いといつていいのでしょうか、非常に多いけれども、それはもう一時的によくて、やはり分収といひますか、収穫の配分のときに必ず将来はもんちゃくが起きて、それで解体していくのが多いというのを聞いておりますが、これは当てにならないと思う。部門協業ですか、これに力を入れてやつか、これに力を入れますが、なお今後これ

に対してどの程度期待をかけておられますか、その点の御所見を伺いたいと思ひます。○國務大臣(坂田英一君) 私は部門協業にももちろんいろいろと考えておるわけでございますが、私の一番期待したいのは作業の共同、経営そのものは個人的な個人経営であっても作業は共同で進んでいきたい、こういうことであります。したがって、農地のごときも分散せずに行きだけ集合させる。耕地整理、土地改良等によつてさういふふうにするというので、作業の共同という問題が一番中心をなして進めるべきではないかと、こう思ひます。それから協業のうちで全面とか部分的協業ということでありまうと、全面協業は非常にむずかしいということも、私はよくあちこちのやつを見ておまして非常にむずかしい。しかしながらこれがうまくいくということには私は反対ではありませんので、これがもしうまくいけばそれは非常にけっこうだと、こういうふうには考えておりますけれども、現実においてははうまくいきません。いかぬのが多い。中にはいいのがあります。それから部分協業のほうには全面的なものに比して相当いいものもあります。これもなかなかよく吟味いたしますと、いろいろな事情が錯綜しておるものもあることをよく見ております。私は、やはり耕地を集團化して、それが作業の共同というものをいふんその点を発展させていきたいということを、きわめて熱心に考えておるひとりでありまう。

○北條篤八君 私の伺つた意味は、やはり大臣と同じようなつもりであつたのですが、部門協業といひますか、これは主として作業を共同でやるといふのが多いのじゃないかと思ふのですが、特に作業を共同でやっていると申すのは、この中で何件くらいあるのございましょう。○政府委員(大和田啓氣君) 協業経営と申しますのは、ある意味でさいふを一つにして経営を一つにするわけでございますから、全面協業経営でも部分協業経営でもさいふを一つにする点は同じでございます。この部分協業経営以外に大臣の申し

上げておりますのは、たとえば構造改善事業地区で基盤整備をやつてトラクターを導入して作業を共同化する、そこでは別にさいふを一つにはいたしませんで、作業を一つにするということで、協業経営と作業の共同とはやや性格の違うものでございまして。○北條篤八君 そうしますと、五千八百八十八のうち、共同作業でやっている協業はどのくらいの割合にあるのですか。○政府委員(大和田啓氣君) 五千八百八十八の経営は、これは協業経営でございますから、さいふを一つにすると同時に作業も一緒にやるのが通例でございます。それで、それ以外に、先ほど申し上げましたように、トラクター等を用いて作業を共同にする、あるいは愛知県等で起こりました集團稲作栽培というように、トラクターを用いませんでも品種の協定あるいは施肥、かんがい排水の時期の協定等をやつて作業を共同にするものは、そのほか数県ございまして。ですから、作業の共同化のものには、ここに私が申し上げております協業経営の中には入らない、それ以外にさういふに御了解いただきたいと思います。

○北條篤八君 私の質問のしかたも悪かつたかも知れませんが、私は経営規模拡大の意味で共同作業でやらなければならぬと思ふのです。現状においてはさうでないところが私は多いのじゃないかと思ふので、その全体に対しては現在のさういふふうな共同作業をやっているのがどのくらいの割合にあるのかということが伺いたかつたわけでありまう。○國務大臣(坂田英一君) その数字の点はいま事務のほうで調べてまいりたいと思ひますが、根本的に農業といふものは共同でいくべきものではないかと、私は特にさういふ考えを持っております。共同、田植も共同、すべて共同で成り立つというところには農業のとうとさがあると思ひますし、また社会組織の上においても非常に重要である。この食糧増産とか経済問題とかいふこと

を離れて、仕事そのものが、職業そのものが共同が中心であるところには私は非常な農業のとうとを、私は社会構成上重要なものであると認めておるわけでございますが、現在のところ防除をやるにしても、人の地面と自分の地面とが離れておって、それで共同でやるのにも非常に離れたところ、共同でやるから能率的ではございませんので、できるだけおのの耕地を集合させる、それから経営はいま申したように、全く個人経営であるけれども作業を共同するに適したように土地整理もやり、いろいろな点においてそれらを進めていくということによって、非常な経営の能率をあげ得ることができ、こういうふうには私に考えておるのでございます。でありますから、この意味において可及的にこれらの問題は進めてまいりたいということ、熱情を持っておることを申し上げておきたいと思ひます。

○北條篤八君 個々の農家の経営規模を拡大するといつても知れたものだと思ひます、ぜひその方向で進める必要があると思ひます、また委託経営、これも将来大いに推進すべきものだと思います。と申しますのは、現在委託経営が進まないのは、前にも申し上げましたとおり小作料が安いのであります。委託者がないと言ふんであります。現状において委託経営をやっている実績というものは非常に少ないとは聞いておりますが、いま全国でどれくらいあるんですか。ついでに伺ひたい。

○政府委員(大和田啓氣君) 北條先生が言われましたことはおそろしく信託であらうと存じますが、信託は、農協が現在までやっておりますが、最近の数字で、全国で百六十件という数字でございます。数字としては御指摘のように非常に少ないわけ、まだ十分活用されているとは言えない状況でございます。

○北條篤八君 これは一応伺っておきたいんですが、この隘路は一にかかってやはり小作料だと思ひますが、そのほかに何か原因がありますれば伺ひたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓氣君) 農地の信託が十分に活用され得ません理由といたしましては、小作料が低く押えられているということも一番大きな理由であらうと思ひますけれども、それ以外に、信託を従来までやっておりますのが農協でございます。現在信託規定をつくって信託の業務をやり得るようになっております農協の数は、全国で大体七千をこえる状況でございます。しかし、まあ農協の性格といたしまして、何といひしても購買、販売、信用、共済というふうな経済行為に主力が置かれていて、現況でございますから、信託を積極的に行ふ農協というものは数はそれほど多い状態ではございません。このことがまあ信託事業をそれほど数多くさせないことの一つの理由になつておるだらうと思ひます。それからもう一つは、今度の農地管理事業法案では、私も農地管理事業団に土地を貸して、農地管理事業団からまた土地を転貸するという形で小作の問題をひと解決しようというふうな思つておりますが、信託の場合は所有権を一応農協に移す形になるわけでございます。まあ農家の気持ちといたしまして農協に所有権を移すことについてある程度のためらいもあるというふうな私ども想像しております。いろいろ小作料が安い、あるいは農協が本来の業務でございますか、主力を置いておる業務と遠い業務でございますから、それほど熱心にならないような事情もある、さらに信託という法律上の性格からいって農家になじみがない、そういういろいろな事情が私どもからまっておるだらうと思ひます。

○北條篤八君 この信託農業というものはやはりこの規模拡大について非常に私は役立つものだと思います。特に農業農家としましてはですね、この農地法の改正を見れば委託するものが非常に私は多いのだと思ふのであります。それで、そんな点から、農地法の改正が先決だと言ふこともその点にあるわけなのであります。その点は、それじゃ時間もありませんから、その程度にいたしまして、次に伺ひたいのは、本年度は四百カ所につきましてこの事業団が事業をするわけでありまして、四十億という予算をもつて発足するわけでありまして、先ほど宮崎委員の質問の答へに、四百カ所はあるにはできないかもしれないというふうにお答へになったようにも思ひますが、この点も一度ちょっと伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓氣君) 宮崎先生の御質問にお答へいたしましたことは、四百の市町村を指定したわけでございますが、私どもこの仕事はあつてやるつもりはございませんで、よく農家あるいは農業委員会、町村当局の納得と理解を得て指定をいたそうと思ひますので、農地管理事業団を設立すると思ひますと、大体八月には本部をつくつて、十月ぐらいからだんだんに市町村の指定にかかろうと思ひます。したがって、予算としては一応六カ月分を取つてございまして、で、町村の仕事として六カ月分を取つてございまして、けれども、十月一日に指定するものはほど勢の整つていないところで、以下順次十月から来年にかけてこれを指定をいたすつもりでございます。なお四百町村にならないだらうというふうな私は申し上げたわけではございません。昨年の秋の調査でも、これはまあ十分理解した上での回答なせんが、一応全国で六百五十六の市町村から実施の希望がございまして、その後もぼつぼつ追加がまいつている状態でございますから、四百市町村の指定は私は十分に可能であるというふうな考へております。

○北條篤八君 そうすると、かりに四百市町村の指定ができましたとしてもですね、明年度から四カ年統いて五百市町村ということになりますか、明年度、四十二年度のこの予算といひますか、それは一カ所一千万円という話でございますが、それはこれとしてでありまして、これはもうつまり売買のあつせんその他であります。明年度からは事業団自身がいろいろ売買をされるわけでありまして、一カ所一千万円程度ではとうてい済まないことであるから、かりに倍の二千万円としましても五百市町村だと百億になりますか、どういふふうな予算をいまから考へておられるのか、その点も伺ひたいと思ひます。

○政府委員(大和田啓氣君) 四百町村で四十億というのはこれは半年分でございます。平たく一年に延ばしても少なくとも一町村二千万円でございまして、なお今年実施の結果を見まして、一市町村二千万円で足りないようでありまして、当然四十二年度においてふやすわけでございますし、それから予算を組む場合でも、私も、四十一年は初年度でございますから、そう農地管理事業団が進出をして農地の売買に介入することもむづかしいでありまして、一応その村で売買する農地の三分の一を農地管理事業団がめんどうをするという計算をいたして予算を組んでおります。しかし、四十二年以降は三分の一ではなくて四割というふうな考へてございまして、四十二年に四百指定し、四十二年にさらに五百を指定をいたしますと、ことし、まあ四十億の予算は、私が申し上げましたとおりの考へ方で組むといたしますと、二百億は若干こえるという程度のもので現在想定をいたしております。

○北條篤八君 明年度から事業団が土地を取得するといふことであるけれども、その土地はどのくらいの見込みを立てておられるのですか、予算の上においてですね。非常に影響も多いものだと思いますけれども、その点を伺ひたい。

○政府委員(大和田啓氣君) 事業団が取り扱う仕事といたしましては、自作地以外小作地の取得でございますが、小作農が小作地を買入場合に融資をする場合もありますし、未墾地の問題もあります。私がいま申し上げましたような予定で、四十二年に仕事をいたすといひますと、取り扱う自作地の面積は事業団の買取りと、それから取得のあつせん融資等を含めまして、大体一万二千町歩程度になるはずであります。

○宮崎正義君 きょうは時間がありませんので、私もずっと引き続いてこの予算処置の問題とか、

あるいは小作地の所有権の譲渡に関する考え方、融資等の考え方について関連をしてお伺いしたかったのですが、時間がありませんので、一点だけ伺っておきたいと思うのですが、この小作人の所有権を譲渡する場合のあっせんでございますね、そういうものに対する考え方をちょっとお伺いしたい。

○政府委員(大和田啓吉君) 小作農が現在耕作している場合に、その農地の取得のあっせんいたします場合も、大体自作地を売買するときと同じように、今後農業に専心して、農業によって自立しようとする農家の場合に、農地管理事業団があっせんをし、また資金を提供するというふうに考えてまいりたいというふうに思っております。

○北條篤八君 私、一点伺いたいのではありませんが、かりに団体あるいは農業の法人が、その法人あるいは団体を構成している構成員の土地を買う場合にも、この事業団の取り扱いによって低利長期の資金が使えることになるのですか、その点。

○政府委員(大和田啓吉君) そこで実現しようとしております共同経営が、自立経営に準ずる共同経営でありましたら、自立経営に準ずる共同経営というのは、要するに、共同経営の中で農業に従事する者が、その農業所得によって自立経営並みの生活を家族に与えられるという、そういう経営でございますけれども、そういうものでありますれば、私も、共同経営する構成員から農地を取得する場合でも、この制度の適用をいたしたいというふうに考えております。

(委員長退席、理事野知浩之君着席)

○北條篤八君 そういう場合には、これはもう確かに農業経営をやり通すのだという見込みを立てるのは、どこが中心になってそういう判定をされるのですか、その点。

○政府委員(大和田啓吉君) 私も、先日も資料の説明で申し上げましたが、農地管理事業団の事業を村で行ないます場合に、農業委員会の中に農地管理協議会というものをつくりまして、そこで農業委員ばかりでなしに、協同組合の関係者ある

いは町村当局、さらに実地農業を熱心に行っている人などを含めて協議会をつくるわけでございますが、そこで、その村で育成すべき自立経営の目標と共同経営の目標をつくっていく、その基準に基づきまして、別に一ぺんに自立経営をつくったり、あるいは自立経営に準ずるような共同経営を一ぺんにつくるといふ趣旨ではございません。だんだんに経営を充実していけばよろしいわけでありまして、土地の取得も漸次だんだんにやっていくというところで、一ぺんにそういう自立経営なり自立経営に準ずる共同経営をつくるという趣旨ではございませんけれども、そこでどういう協業経営が将来成り立つか、あるいは育成すべきかというところを十分吟味して、その基準に従うものについて、農業委員会が農地管理協議会の意見を聞きながら具体的に認定をしていく、最後の可否の決定は農地管理事業団の支所でそれぞれ最終的な決定をする、そういう仕組みに考えておるわけでございます。

○北條篤八君 その点は、私は非常に大事なことでございまして、また、この低利長期の資金目当てに、非常に将来は危険な団体もあるのじゃないかと思うので伺ったわけですから、そういう点は慎重にお願いしたいと思っております。

時間もございせんから、最後に、大臣に一点伺いたいのですが、わが国の農業が、この重大な危機に直面しております現在の農政が、従来のように大所高所から見通した長期目標も立てないで、そうして、ただ断片的その場限りで無責任な思いつき農政を続けておられますれば、いよいよこの日本農業は窮地に追い込まれることは明らかだと思っております。

現在、日本農業のビジョンは、七十万円の所得を目標としておられますけれども、他産業は、御承知のとおり、かなりの速度をもちまして生産性等所得水準を高めております今日、七十万円の農業を育成しても、これは数年を出ずして自立できない農家に転落することも、これは明らかだと思っております。で、したがって、この際すみやかに、

少なくとも十年なり十五年後の自立経営のビジョンを目標にしまして、そしてそれを目当てに推進していかなければいけないと思っております。

(理事野知浩之君退席、委員長着席)

また敗退する傾向の農業の現状を克服していきますには、この際五年なり、あるいは十年なり一定期間を限りまして、そして長期の見通しを立てて、そして農林省ばかりでなく、各省、特に大蔵省は率先して協力し、それで財政の総力をあげまして、そして抜本的、総合的な農業構造政策の遂行に取り組みむべきときが現在だというふうに私は痛切に感じておるわけでございます。その点につきまして、最後に大臣から御所信を承りたいと思っております。

○国務大臣(坂田英一君) 北條委員の申されるとおり、きわめて重大なときにあたっております。申す。したがって、現在いままでもありまして、中期計画を破棄いたしまして、農業だけではございせんけれども、全体を通じての長期計画をいま立案中でございます。農林省といたしましてはその計画の大きな部門として、農業問題を中心にしての検討をさそく現在進めておるようなわけでございます。大体十月ごろを目当てにしてやっておるわけでございまして、そういう方向に進みたいと存じております。それから、ここにお話しのように、七十万円とかいうことは、一応そういうことをめどにしておりますが、もちろんこれは時代とともに違っておりますことは言うまでもありません。ただ私が申し上げたい点は、私はあまり経営をある一つの型にはめるといふことは非常によろしくない、こう思っております。一人でございますが、たとえば産業界を見ましても、いろいろのバリエーションがある。ここに非常な発展の妙味があると私は思うのです。ところが農業の場合は、特に地主階級は、よしあしは別として、もとありましたものが、いまはない。みな自作農だ。そして非常に小さなものから非常に細いものまで、ある意味においては小さいところにかたまつたという形が現在である。明治維新

当時においても、東北なんかは十五町歩ぐらいの自作農家が相当あちこちに点在しておったことは北條委員もよく御存じのことだと思つた。そういう意味からいたしまして、私はやはり相当大きな自立経営の農家とその村に相当数存在することを期待すると同時に、小さくても同様に存在して、決してそれは悪いものではない。どこの国の事情を見てもやはりさような実態にあるし、あまりに小さいものにかたまつた過ぎたというものが、現在の私は非常に一つの大きな進歩のためによいなというふうに思われるのでございます。まあ私は、やはりそうでないと、村全体をお世話する人というものが農業を離れた人だけが世話する人という実態にだんだんなるように思いますので、もっとバリエーションの多いものになることを非常に私は強く期待しておる一人でありまして、つけ加えて申し上げておきたいと思つた。

○中村波男君 いろいろ質問の用意をしたのでありますが、一昨日といふのは北條委員の質問に対して、農林大臣の今後の農業のビジョンについてお聞かせをいただきましたので、北條委員の質問のあとを受けまして、関連してひとつ質問を進めてみたいと思つたわけであります。

いまの御答弁の中に、あまりにもいま日本の農業が小さくかたまり過ぎた、これは私もそのとおりだと思つておりますが、そこで、農基法には、二町五反、十年間に百万戸の農業をつくって、粗収入百万で農業所得六十万というような想定をされておつたと思つたのであります。

そこで、まず最初にお伺いしたいのは、構造改善を今後進めておいていける場合に、いわゆる農地の流動というものはどれほど考えておられるか、この点をまずお尋ねしたいと思つたのであります。

○国務大臣(坂田英一君) お答えいたします。農業基本法において、二町五反とか一部に申されておつて、それでいろいろのことを聞かされておるのでございますが、私は当初からさようなことは、農業基本法制定当時から、考えておりました。

○中村波男君 大臣は、そういうことは夢にも考

第八部

農林水産委員会會議録第三十三

昭和四十一年六月二十三日

【参議院】

方向が間違つたとかなんとかいふわけでなしに私はそれがあまりにはやり過ぎると本質が失われるから、この際、こういう全体として平均的にいろいろ見たということが、かえつてそれでいろいろの問題が起るから、そこで実質問題として地域によつて違ふということをおのづから申しておかないとかえつて誤解が起る、こういう意味で私は申しておるのでございまして、いままでいろいろ申されておる、あるいは国会等において私も二町五反ということを言っております。事実言つておる、平均的に、それは言つておる。しかし、これは非常に誤解が、つまり地域的に非常に違ふということをはつきりさせておかないと、漫然とこれを使うと誤解があるからという意味から、私は特にそれを強く申しておるのであります、そういう意味でございしますので、決して前と、赤城前農林大臣が言つたことと、そう違ふという意味ではないので、それがいろいろ誤解を及ぼしてくるとこれはいかぬ、平均的にと申したことは、日本のように長ちよろいところだから、そこに非常に違いが起つてくるということを注意のために申しておるのでございますから、その点はあしからず御了承を願ひたいと思います。

○委員長(山崎資君) 本件についての質疑は、本日はこの程度にとどめ、散会いたします。

午後六時三十五分散会

午後六時三十五分散会

(認可及び金銭の供託等)

111

一部が農地又は採草放牧地である

一部が農地又は採草放牧地である場合において、当該慣使用林野整備計画につき第一項の規定による認可があつたときは、当該慣使用林野整備計画において定められてゐる当該農地

又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転については、農地法第三条第一項又は第五条第一項の許可があつたものとみなす。

月二十二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和四十一年産なたねの基準価格引上げに関する請願(第二八八九号)(第二八九〇号)(第二九三五号)(第二九五九号)(第二九六〇号)(第二九八三号)(第三〇二一号)(第三〇二二号)(第三〇二三号)

(第三〇四九号)(第三二〇八号)
一、農林省林業試験場開放に関する請願(第二九一八号)
二、中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機

購買事業は正に 関する 請願(第二九八四号)
(第二九九〇号)(第三〇二五号)(第三〇二六号)(第三〇二七号)(第三〇二八号)(第三〇二九号)(第三〇五〇号)(第三〇五一号)(第三〇五二号)(第三一八一号)(第三一八二号)(第三

一、八三三号（第三一八四号）（第三一八五号）（第三一八六号）（第三一八七号）
二、みそ原料米の現行価格維持に関する請願（第三〇二〇号）
一、動物の保護及び管理に関する法律制定に關

する請願(第三〇五三号)(第三〇五四号)(第三〇五五号)(第三〇五六号)(第三〇五七号)(第三〇五八号)(第三〇五九号)(第三〇六〇号)(第三〇六一号)(第三〇六二号)(第三〇六

(第三一〇二号) (第三一〇三号) (第三一〇四号) (第三一〇五号) (第三一〇六号) (第三一〇七号) (第三一〇八号) (第三一〇九号) (第三一一〇号)

号)(第三一〇四号)(第三一〇五号)(第三一〇

年産なたねの基準価格引上げに関する請願（二十
七通）

請願者 福岡県宗像郡玄海町大字牟田尻七 占
二ノ二玄海町農業協同組合長
部政喜外八千六百八十一名

紹介議員 森部 隆輔君

この請願の趣旨は、第二七九〇号と同じである。

第二九五九号 昭和四十一年六月十五日受理
大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和四十一年産なたねの基準価格引上げに関する請願（四通）
請願者 宮崎県北諸郡郡山之口町山之口町
農業協同組合長 山田藤市外八百二十八名
紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第二七九〇号と同じである。

年産なたねの基準価格引上げに關する請願（十一通）

請願者	鳥取市雲山三四〇	福田登外六百三十五名
紹介議員	仲原 善一君	

この請願の趣旨は、第二七九〇号と同じである。

年産なたねの基準価格引上げに関する請願（十三通）

請願者 滋賀県彦根市平田町七九〇彦根市
農業協同組合長 稲本嘉七外千七
百八十四名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第二七九〇号と同じである。

第三〇二一号 昭和四十一年六月十七日受理
大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和四十一年産なたねの基準価格引上げに関する請願

請願者 佐賀市川副町一三区佐賀県農政協

議管内 本村政外一万一千九百六十五名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第二七九〇号と同じである。

第三〇二二二号 昭和四十一年六月十七日受理

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和四十一年産なたねの基準価格引上げに関する請願(四通)

請願者 山形県最上郡大蔵村大字南山折

開拓農業協同組合長 池田七郎外二十八名

紹介議員 白井 勇君

この請願の趣旨は、第二七九〇号と同じである。

第三〇二三三号 昭和四十一年六月十七日受理

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和四十一年産なたねの基準価格引上げに関する請願(四通)

請願者 北海道石狩郡当別町太美町一、四

八四西当別農業協同組合長 坪田実外百九十二名

紹介議員 小林 篤一君

この請願の趣旨は、第二七九〇号と同じである。

第三〇二四四号 昭和四十一年六月十七日受理

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和四十一年産なたねの基準価格引上げに関する請願(四通)

請願者 三重県多気郡明和町大字坂本一、二

四〇ノ三明和町農業協同組合長 山下芳雄外千七百七十六名

紹介議員 森 八三三君

この請願の趣旨は、第二七九〇号と同じである。

第三〇四八号 昭和四十一年六月十八日受理

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和四十一年産なたねの基準価格引上げに関する請願

請願者 青森県三沢市大字三沢庭構一、七

六七北三沢開拓農業協同組合長 川島司外二百九十一名

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第二七九〇号と同じである。

第三〇四九号 昭和四十一年六月十八日受理

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和四十一年産なたねの基準価格引上げに関する請願(四通)

請願者 北海道岩内郡共和村大字前田村前

田農業協同組合長 岡崎美登留外百三名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第二七九〇号と同じである。

第三〇一八号 昭和四十一年六月二十日受理

大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和四十一年産なたねの基準価格引上げに関する請願(四通)

請願者 滋賀県神崎郡永源寺町市原野 久

田平二郎外九十三名

紹介議員 西川基五郎君

この請願の趣旨は、第二七九〇号と同じである。

第二九一八号 昭和四十一年六月十三日受理

農林省林業試験場開放に関する請願

請願者 東京都目黒区洗足一、四四六 大

鷲隆平外二十三名

紹介議員 迫水 久常君

この請願の趣旨は、第二七九〇号と同じである。

第二九八四号 昭和四十一年六月十六日受理

中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機購買事業は正に關する請願

請願者 東京都千代田区内神田三ノ三ノ四

全国農業商業協同組合連合会会長 松田寛太

紹介議員 梶原 茂嘉君

最近における農協系統団体は、農業機械購買の拡大のために、農家に対して当該農協の取扱銘柄を不当に押し付けるとか農機に係る官公需納入の独占を図るなど本来の使命を忘れて団体自体の発展のためにするその不当行為は目に余るものがある

から、左記事項につきすみやかに適切な措置を講ぜられたい。

一、中小商業の事業活動を圧迫する官公需における農協の農業機械納入活動を規制すること。

二、農業機械購入に関する農業近代化資金助成法利用上の農協の不当行為を厳正に監督すること。

三、農協との関係において中小企業の産業分野を確保する措置を講ずること。

理由

一、農業構造改善事業など国の施策により県市町村が導入する各種機械の入札に当つて農協系統団体はその取り扱う銘柄機械、たとえば特定外国製品を優先するよう事前工作を講ずるなど圧力を加えて販売業者を締め出している。このように入札行為は、農協法に定める員外販売の制限規定に抵触する疑いがある。

二、農業近代化資金助成法の運用上の農協協同組合に対する指導について、農林事務次官から各都道府県知事宛、再三にわたり「農業者等の利用しようとする施設等の取得先による差別や当該農協の利用度合にこだわって借入者の真に希望する銘柄機械別の施設等が困難となることのないようにされたい」との旨通達がなされているにもかかわらず、農協系統団体の多くは、自己の取り扱う農機以外の購入に対して近代化資金の貸付をしない旨決議し、又は事実上融資を拒否し、秀れた技術と小回りのきく農機販売業者からの購入を希望する農家の熱望を無視している。また、昭和三十八年の法改正により道府県知事が地方銀行等を融資機関に指定した場合、その府県内においては農業信用基金協会の業務方法をそれら銀行等のためにも債務保証するよう改定すべき旨農林次官から通達されているにもかかわらず系統農協の反対により改定されず(指定府県十九中改定しない府県十三)、ために農機購入に対する地方銀行等からの融資が円滑に進行していない。

三、農協系統の行なう無制限の事業進出は多くの

中小企業者を苦境におとし入れつつあるので、それらの実情を調査し、国民調和の政治の見地から公正な調停機構の設置等適当な措置を講ずる必要がある。

第二九九〇号 昭和四十一年六月十七日受理

中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機購買事業は正に關する請願

請願者 青森市大字大野字長島七五青森県農業機械商工協同組合理事長 盛利一

紹介議員 津島 文治君

この請願の趣旨は、第二九八四号と同じである。

第三〇二五五号 昭和四十一年六月十七日受理

中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機購買事業は正に關する請願

請願者 東京都台東区上野三ノ二八ノ四全

国農業機械商業協同組合連合会会長 岡本直人

紹介議員 豊田 雅孝君

この請願の趣旨は、第二九八四号と同じである。

第三〇二六六号 昭和四十一年六月十七日受理

中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機購買事業は正に關する請願

請願者 栃木県那須郡黒磯町大字豊浦四二

栃木農機株式会社取締役社長 柴田文夫

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第二九八四号と同じである。

第三〇二七号 昭和四十一年六月十七日受理

中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機購買事業は正に關する請願

請願者 栃木県真岡市荒町有限会社村岡農

機具店代表取締役 村岡昭三

紹介議員 船田 讓君

この請願の趣旨は、第二九八四号と同じである。

第三〇二八号 昭和四十一年六月十七日受理

中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機購買事業は正に關する請願

請願者 埼玉縣熊谷市榎町五八崎玉農農業機械商業協同組合理事長 関利雄

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第二九八四号と同じである。

第三〇二九号 昭和四十一年六月十七日受理

中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機購買事業は正に關する請願

請願者 京都市下京区東洞院通七条上ル餘屋町二五二京都府農機具商業協同組合代表理事 北川正二

紹介議員 林田修紀夫君

この請願の趣旨は、第二九八四号と同じである。

第三〇五〇号 昭和四十一年六月十八日受理

中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機購買事業は正に關する請願

請願者 島根縣松江市大輪町三九二ノ一七島根縣農機具商業協同組合内渡部嘉寿雄

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第二九八四号と同じである。

第三〇五一号 昭和四十一年六月十八日受理

中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機購買事業は正に關する請願

請願者 山梨縣甲府市丸ノ内二ノ三一ノ五山梨縣農機具商業協同組合理事長 岩間要治

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第二九八四号と同じである。

第三〇五二号 昭和四十一年六月十八日受理

中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機購買事業は正に關する請願

業は正に關する請願

請願者 岩手縣水沢市仲町三二ノ二一岩手縣農機具商業協同組合理事長 松田寛太

紹介議員 谷村 貞治君

この請願の趣旨は、第二九八四号と同じである。

第三一八一号 昭和四十一年六月二十日受理

中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機購買事業は正に關する請願

請願者 茨城縣水戸市宮町二ノ八ノ三安達勝次郎

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第二九八四号と同じである。

第三一八二号 昭和四十一年六月二十日受理

中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機購買事業は正に關する請願

請願者 福井縣武生市北深草町五福井縣サト一農機協同組合理事長 中村喜三郎

紹介議員 高橋 衛君

この請願の趣旨は、第二九八四号と同じである。

第三一八三号 昭和四十一年六月二十日受理

中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機購買事業は正に關する請願

請願者 大分市中央町二ノ二ノ一九大分縣農業機械商業組合理事長 財田哲夫

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二九八四号と同じである。

第三一八四号 昭和四十一年六月二十日受理

中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機購買事業は正に關する請願

請願者 新潟市東中通二番町 石原由次郎

紹介議員 佐藤 芳男君

第三一八五号 昭和四十一年六月二十日受理

中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機購買事業は正に關する請願

請願者 佐賀市唐人町一五〇宮崎方佐賀縣農機具商業協同組合理事長 森孝太郎

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第二九八四号と同じである。

第三一八六号 昭和四十一年六月二十日受理

中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機購買事業は正に關する請願

請願者 石川縣金沢市本町一ノ一ノ一二石川縣農機具商業協同組合理事長 北川小三郎

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第二九八四号と同じである。

第三一八七号 昭和四十一年六月二十日受理

中小商業の事業活動を圧迫する農協の農機購買事業は正に關する請願

請願者 徳島市西船場町四ノ六徳島縣農業機械商業協同組合理事長 坂野鶴一

紹介議員 三木與吉郎君

この請願の趣旨は、第二九八四号と同じである。

第三〇二〇号 昭和四十一年六月十七日受理

米を原料米の現行価格維持に關する請願

請願者 山形市城西町一三二山形縣醬油味噌工業協同組合内 新関善五郎外十一名

紹介議員 白井 勇君

米を原料米の現行価格を現行のまま維持された理由

あるように聞き及んでいるが、当業界の生産費

は、一月一日の原料米価格の引上げ及び鉄道運賃、人件費等諸経費の高騰により上昇しており、万輸入米の価格が少しでも引き上げられるような事態が発生したときは、これが米を価格改正の動機となることは必至である。

第三〇五三三号 昭和四十一年六月二十日受理

動物の保護及び管理に關する法律制定に關する請願(二通)

請願者 京都市左京区松ヶ崎東町五 奥田進外二百二十四名

紹介議員 大橋 和孝君

動物の適正な保護と利用は、人類愛の行為と根底において一つであるとして理解されるから、動物の保護及び管理に關する法律の制定を図りたい。

理由

動物は人間の生活に必要なものとして、衣食にあて、あるいは使役され又は愛が用として今日に至っている。わが国では一部動物の取扱に適切な配慮が欠け、動物が不必要に苦しめられている実情は、文化国家を目指すわが国にふさわしくない状態であり、生命を尊重する民主主義国の情操教育上にも遺憾な問題が新聞等にも報道されている。さらに動物を飼育するものの適正な管理が欠けていることに原因する野犬、野ねこの繁殖、増加は社会問題にまで発展している。

第三〇五四号 昭和四十一年六月二十日受理

動物の保護及び管理に關する法律制定に關する請願

請願者 広島市富士見町一二七ノ一 中田信子外二百七十六名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三〇五三三号と同じである。

第三〇五五号 昭和四十一年六月二十日受理

動物の保護及び管理に關する法律制定に關する請願(二通)

請願者 京都市伏見区深草野手町三四 森

下努外三百九十九名
紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇五六号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(一通)

請願者 京都市伏見区日野町三〇 武内丈

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇五七号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(一通)

請願者 京都市伏見区淀新町一四六 丹羽

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇五八号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 北海道釧路市錦町六ノ四 山田敏

紹介議員 相澤 重明君

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇五九号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 新潟市古町通三ノ六五五 桑原米

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇六〇号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(六通)

請願者 東京都豊島区池袋二ノ九五二 若

紹介議員 佐松代外六千四十五名

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇六一号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 山口県宇部市藤山区花河内 梅津

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇六二号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 京都市右京区川島寺田町一五 堀

紹介議員 野溝 勝君

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇六三号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 京都市左京区永観堂西町二九 山

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇六四号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 京都市右京区山ノ内中畑町 高田

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇六五号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

願(二通)

請願者 東京都品川区東中延一ノ三六五

紹介議員 森田千代枝外三百八十八名

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇六六号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(七通)

請願者 東京都杉並区天沼一ノ七〇 小池

紹介議員 松野 孝一君

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇九三号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 京都市左京区川端通丸太町下ル

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇九四号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 京都市左京区鹿ヶ谷御所の段町一

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇九五号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 京都市右京区川島北裏町六三 出

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇九六号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨前秋町三二 田

紹介議員 中徳造外二百名

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇九七号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨西半木町二九

紹介議員 吉村正男外五十名

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇九八号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 京都市伏見区大宮町 北条源吾外

二百二名

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三〇九九号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 京都市右京区西京極野田町八 宇

紹介議員 野宏外六十一名

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一〇〇号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 京都市南区西九条横町九 小南博

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一〇一号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願
請願者 京都市伏見区向島庚申町三九 青
山トミ外千九百名
紹介議員 龜田 得治君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一〇二号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願
請願者 京都市伏見区竹田内畑町一六 奥
田与三吉外百十四名
紹介議員 阿部 竹松君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一〇三号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願
請願者 京都市南区吉祥院三ノ宮 谷口哲
一外二百八十六名
紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一〇四号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願
請願者 京都市右京区西京極中町九 佐藤
光政外二百名
紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一〇五号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願
請願者 京都市右京区桂千代原町 藤田ま
こと外百八十五名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一〇六号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)
請願者 大阪市東住吉区山坂町三、一四二
小川甲子外三百十三名
紹介議員 大河原 一君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一〇七号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願
請願者 静岡県清水市三保三、四二〇ノ三
松本勝一外三百名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一〇八号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)
請願者 富山市北新町三二 石井龜太郎外
五百十五名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一〇九号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願
請願者 京都市伏見区深草七瀬川町八八八
北村千恵子外百五十名
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一一〇号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願
請願者 京都市伏見区向島本丸町一八 田
中和男外二百名
紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一一一号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)
請願者 京都市中京区寺町通蛸薬師上ル
瀬川喜代外二百二十六名
紹介議員 石井 桂君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一一二号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)
請願者 京都市伏見区小栗栖小阪町 田中
信三郎外三百七十三名
紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一一三号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)
請願者 京都市下京区黒門通木津屋橋下ル
高岡トク外五百八十三名
紹介議員 前川 且君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一一四号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)
請願者 京都市左京区二条通川端東杉木町
二六七 伊藤祐男外四百一名
紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一一五号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)
請願者 京都市伏見区西大文字町九六九
村上繁夫外三百四十七名

紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一一六号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)
請願者 京都市下京区西七条市部町一三五
平田鹿之助外百九十八名
紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一一七号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)
請願者 京都市下京区西七条西八反町七一
大西己代治外二百八十九名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一一八号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)
請願者 京都市伏見区向島上林町 高矢 歟
外三百二十七名
紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一一九号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)
請願者 京都市下京区朱雀内畑町八 中村
政春外百八十五名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一二〇号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)
請願者 京都市伏見区深草大門町一六 清

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

【参議院】

第三一四〇号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(七通)

請願者 静岡沼津市重寺 加藤まつの外
四十六百五十名

紹介議員 内田 芳郎君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一四一号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市切畑字長尾山二ノ一、〇三九 小野宏外百名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一四二号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 佐賀県唐津市西唐津 吉積重博外
四百三十名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一四三号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 京都市左京区銀閣寺町六八 長谷川妙子外百十九名
紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一四四号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)

請願者 京都市東山区本町一六丁目 有岡米次郎外二百七十一名
紹介議員 大森 創造君

昭和四十一年六月二十九日印刷

この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一四五号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(五通)

請願者 東京都北区赤羽台一ノ一公団五二ノ四〇二 広瀬武夫外二千九百六十六名
紹介議員 山本 杉君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一四六号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 東京都目黒区鷹番町一九二 堀内みさえ外二千二百二十七名
紹介議員 山本 利壽君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一四七号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)

請願者 京都市伏見区横大路東裏町 岡本清一外四百名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一四八号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)

請願者 京都市下京区富小路通五条上ル 富江藤四郎外二百七十名
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一四九号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)

請願者 京都市南区吉祥院井ノ口町五七

昭和四十一年六月三十日発行

小林八郎外三百九十五名
紹介議員 松澤 兼人君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一九七号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願

請願者 京都市南区久世殿城 山村弥太郎外百九十九名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一九八号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)

請願者 埼玉県浦和市高砂町五ノ二〇 横田次雄外四百八十五名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三一九九号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)

請願者 東京都世田谷区玉川奥沢町二ノ二 〇二 高山茂三郎外五百名
紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三二〇〇号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)

請願者 京都市伏見区納所町二一九 木下三男外三百四十六名
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三二〇一号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(五通)

請願者 東京都立川市富士見町五ノ七〇 西村清外千九百八十四名
紹介議員 迫水 久常君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三二〇二号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(七通)

請願者 宮城県仙台市木ノ下四一 真山成蔵外千七百三名
紹介議員 源田 実君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。

第三二〇五号 昭和四十一年六月二十日受理
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する請願(二通)

請願者 京都市南区久世上久世町 山下啓三外五百四十五名
紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第三〇五三号と同じである。